



## SECによるIFRSを採用する提案 — その意味を考える

米国証券取引委員会(SEC)が米国企業のIFRS採用に向けて、また一步前進しました。PwCは、SECが8月に米国の発行企業によるIFRSの強制適用のためのロードマップ案に対するコメントの募集を発表した際、これを歓迎しました。PwCのDave KaplanとDavid Schmidが、SECによる提案の詳細を検討します。

先月SECは、以下のリリース文書に対するパブリック・コメントの募集を発表しました。

- 2014年から米国内の発行企業に見込まれるIFRS強制適用のためのロードマップ案
- 特定の適格な国内の発行企業にIFRSの任意適用を認める規則案

IFRSの強制適用においては「段階的」アプローチが採られる可能性があります。例えば、2014年(ロードマップにおける強制適用の目標期日)が早期適用大企業の期限、2015年が早期適用企業の期限、そして2016年がその他すべての企業の期限となる可能性があります。

もう一つの重要な期日は2011年であり、SECはこの年に、IFRSの強制適用を2014年からとして進めるかどうか、あるいは適用プロセスを加速させるか(または減速させるか)どうかを決定する予定です。SECは強制適用に関する期限を設定する前に、以下に示すようないくつかの中間目標を検討する予定です。

- IASBとFASBの覚書の進捗を通じたIFRSの改善(IFRS News 9月号「IASB-FASBの覚書(MoU) — 進捗状況」を参照)
- IASBの資金調達メカニズムと説明責任
- XBRLとIFRSの連携
- IFRSに関する教育研修の改善

また、このロードマップは、早ければ2009年から一部の企業がIFRSを早期適用することを許容しています。SECでは企業が早期適用可能かどうかを判断するための二つの規準を設けています。第一には、企業の時価総額がその業種において世界の上位20社に入っていることです。この規準を満たした企業は、次に既に(IASB発行による)IFRSに準拠した財務諸表を公表している競合他社が「複数」存在しているかどうかを判断する必要があります。企業がこれらの規準を満たし、IFRSの早期適用を望む場合には、SECの企業財務部門から早期適用について異議が無い旨を記載したレターを入手する必要があります。SECはこの規準に基づき、34業種中の少なくとも110社の米国企業が早期適用に適格だと見積っています。SECは企業に対し自社および自社が属する業界について十分な検討と分析を行った上で結論を出すよう要請しています。このためPwCは、SECがこれらの企業のリストを公表するとは考えていません。

## PwCの見解

PwCは従来から、高品質で透明性の高いグローバルな会計基準の一式への移行を支持してきました。IFRSはこの目標を達成するための最良の機会であり、PwCは、IFRSが最終的に米国で適用されることは必然だと考えています。

PwCは、このロードマップの方向性は正しいと考えますが、いくつかの懸念もあります。

- PwCは、すべての中間目標(特にIFRSのさらなる改善に関連する中間目標)が必要だとは考えていません。われわれはIFRSとUS GAAPの双方に改善が必要であり、さらにIFRSに必要な改善は当然実施すべきものと考えます。また慎重な検討を経ずに改善の完成を急ぐと、品質の低い基準が公表されてしまう可能性があります。他の中間目標については、PwCはそれらを当然実施すべきものと考えます。したがって、これらの中間目標が米国でのIFRSへの移行の障害になるとは考えません。
- PwCは、SECがIFRSへの移行の強制期日を設定することを望んでいます。われわれは、強制期日が設定されることで、資本市場参加者がIFRSへの強制変更の準備のために必要な様々なマクロ・レベルおよびマイクロ・レベルのステップを推し進めるよう動機付けられると考えます。
- SECは、一部の企業に対して早期適用を許容することにより、IFRSへの移行に対する市場の反応や米国の国内企業によるIFRSの利用に関する有益な情報が得られることを期待しています。しかしながら、未だ強制適用日が設定されていないこと、早期適用に適格とされるための規準の幅が狭いことを考えると、早期適用を選択する企業数は非常に少なくなり、結果的にSECは実質的な情報を得ることができないと考えます。
- またSECは、すべての早期適用企業に対し、IFRSからUS GAAPへの未監査の調整表の提出を求めることを検討しています。しかしながらPwCは、この実施には多くの費用がかかるため、企業が早期適用を行う上で重大な阻害要因になると考えます。

## 経営者の次のステップ

IFRSへの移行は、一部の企業では他の企業と比べより大きな変化となるでしょう。IFRSへの移行をどの時期に計画するかにかかわらず、財務、事業、税務および営業に関する変更の規模や形態の評価を始めておくことは、経営者にとって有益なことです(これを行う目的が、IFRS適用間近になって資源集約的な作業に追われることを回避することであるため)。自社が早期適用企業のリストに載っているかどうかにかかわらず、この当初評価を行うことで誰もが利益を得られます。企業は十分な準備期間を設けることで、IFRS適用による利益を享受するためのより良い条件が整います。

既に多くの米国企業は、自らのIFRS移行プロジェクトを通じ、移行に関連する変化から将来に事業の合理化やコスト削減などの利益がもたらされる可能性があることを見いだしています。企業はこの状況を踏まえ、IFRSへの移行を、単なるコンプライアンスの実施にすぎないとは捉えずに、戦略的な視点で取り組まなければなりません(例: 柔軟性の低い情報技術システムの見直しあるいは会計方針の選択の再検討など)。企業が早期に準備を開始すればするほど、その恩恵を受けられる可能性は高まります。

お問い合わせ: あらた監査法人(ブランド&コミュニケーションズ)

東京都千代田区丸の内1丁目5番1号  
新丸の内ビルディング32階(〒100-6532)  
電話: 03-6858-0179(直通)  
メールアドレス: aaratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界153カ国に155,000人のスタッフを擁するプライスウォーターハウスクーパース(PwC)のメンバーファームです。PwCのメンバーファームとして、会計および監査においてPwCの手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwCのグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質な監査を提供していきます。

© 2008 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to the Japanese firm of PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the PricewaterhouseCoopers global network or other member firms of the network, each of which is a separate and independent legal entity.